

# PTAのしおり



吹田市立千里新田小学校 PTA

## はじめに

PTAとは「保護者と先生の会」のことです。

保護者と先生が力をあわせて、児童の健全で、幸福な成長をはかるため、会員相互の教養を高め、教育に関する理解を深めてよりよい保護者、先生となるために組織された会なのです。

私たちはPTAの目的である子どもの幸福を求めて活動するわけですが、それには、その目的や運営の方法等を正しく理解する必要があります。

このしおりは、規約とそれをさらに詳しく説明した部分とで構成してあります。

いつも手元に置きPTAの手引きとしてお使い頂きたいと思います。

## 役員会



# 1. 吹田市立千里新田小学校 PTA 規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 この会は吹田市立千里新田小学校 PTA(以下「PTA」という)と称し、昭和54年5月29日を設立とする。

第2条 PTA の事務所を吹田市立千里新田小学校内におく。

〒565-0853 大阪府吹田市春日4丁目10-1

## 第2章 目的及び活動

第3条 PTA は、保護者と教職員とが協力して、家庭、学校そして社会における児童の健全な成長をはかるとともに、教育に関する理解を相互に深めることを目的とする。

第4条 PTA は、前条の目的をとげるために次の活動を行う。

1. 児童の生活指導と福祉に関する協力
2. 教育環境及び設備の充実
3. 会員相互の親睦
4. その他前条の目的を達成するための必要な活動

## 第3章 方針

第5条 PTA は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に基づいて活動する。

1. 児童の教育及び福祉のために活動する他の団体等と相互に協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的としない。
3. PTA 又は PTA 役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の教育方針、人事、その他の管理に干渉しない。

## 第4章 会員

第6条 PTA の会員となることのできるものは、児童の保護者及び教職員とする。

- 2 入会しようとする者は、所定の入会承諾書を会長に提出するものとし、期間は、原則児童が在学している期間までとする。
- 3 退会しようとする者は、退会の旨を書面にて会長に提出するものとする。

第7条 PTAの会員は会費を納めるものとし、会費は1家庭あたり年額2,400円とする。

第8条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第9条 PTAの会員は、吹田市PTA協議会の会員となる。

## 第5章 役員

第10条 PTAに次の役員をおく。

会長1名 副会長2～3名 書記3名(内教職員1名)会計2名

第11条 役員は会員の中から選出する。ただし、公選による公職者は役員になることはできない。

第12条 役員は4月1日から就任し、任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。

第13条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長はPTAを代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をする。
3. 書記はPTAの記録を作成し、その庶務を掌理する。
4. 会計はPTAの財産を管理し、金銭の出納を掌理する。
5. 役員は役員会を構成し、PTA運営に必要な事項を審議する。
6. 会長は必要に応じて役員会を招集して、その議長となり、その決議は出席役員の過半数の同意をもって決する。

第14条 役員の候補者を推薦するために役員選出委員会をおく。

役員選出委員会の構成、運営等については細則で定める。

## 第6章 会計監査委員

第15条 PTAの経理を監査するため、2名の会計監査委員をおく。ただし、公選による公職者は会計監査委員になることはできない。

第16条 会計監査委員は、必要に応じて随時PTAの経理監査を行い、その結果を運営委員会及び総会に報告しなければならない。

第17条 会計監査委員は4月1日から就任し、任期を1年とする。

第18条 会計監査委員の選出については、役員に関する規定を準用する。

## 第7章 教職員

第19条 教職員は、教育上運営委員会及び各種部会並びにその他の会合に出席して意見を述べることができる。

第20条 総会は、全会員をもって構成され、PTAの最高決議機関である。

第21条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が召集し、議長は会員より選出する。

第22条 総会は、会員の現在数の5分の1以上出席がなければ、議事を審議し決議することができない。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

第23条 総会の決議は、出席会員の過半数の同意をもって決する。

第24条 総会決議について、運営委員会の承認を得て、書面、ファクシミリもしくは電磁的方法(電子メール等)により行うことができる。

- 2 前項に基づいた決議が行えない状況(運営委員会が開催できない場合)では、本部役員全員の承認をもって行うことができる。

第25条 総会の運営については細則で定める。

## 第9章 運営委員会

第26条 運営委員会は、役員、学級部会・広報部会・保体文化部会・地区生活部会・教職員部会の部長及び副部长、(委員会)、ならびに校長・教頭をもって構成する。

- 2 運営委員会では、各部会において立案された計画を審議するとともに、各部会の連絡調整を図り、かつ、PTAが行う行事及び総会提出議案について協議する。

第27条 運営委員会は、会長が必要と認めたととき、又は構成員の4分の1以上の請求があったときは開催しなければならない。

第28条 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、その議事を審議し又は決議することができない。

第29条 運営委員会の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決する。

## 第10章 部会・委員会

第30条 PTAに次の部を設ける。

- 1.学級部会 2.広報部会 3.保体文化部会 4.地区生活部 5.イベント部会 6.教職員部会

第31条 部会は部員で構成し、部会運営に必要な事項を審議する。

- 2 部長は必要に応じて部会を招集し、その議長となり、その議決は出席者の過半数の同意をもって決する。

第32条 PTAに次の委員会を設ける。

- 1.役員選出委員会 2.夏祭り委員会 3.臨時委員会

第33条 各委員会は各委員で構成し、委員会運営に必要な事項を審議する。

第34条 各部会及び各委員会の組織・運営等については細則で定める。

## 第11章 経理

第35条 PTAの活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって当てる。

第36条 PTAの経理は、総会において決議された予算に基づいて行い、決算は会計監査を経て総会に報告するとともに、承認を得なければならない。

- 2 本会の運営に関し、急を要する支出(事業等)については運営委員会にて決定できるものとする。この場合、総会にて報告し承認を得るものとする。

第37条 PTAの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第12章 細則

第38条 PTAの運営等に関する必要事項は、この規約に反しない限り運営委員会において定める。

- 2 運営委員会は、細則を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第13章 改正

第39条 規約の改正は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

- 2 規約の改正案は、総会開催の1週間前までに全会員に知らせておかなければならない。

## 第14章 個人情報

第40条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 吹田市立千里新田小学校 PTA 個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 吹田市立千里新田小学校 PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正 な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取り扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

### (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 役員とする。

### (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

### (利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1)会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2)会員名簿、委員会名簿の作成

### (利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出しについては厳禁とする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあがる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3)公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

(4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1 第三者の氏名

2 提供する対象者の氏名

3 提供する情報の項目

4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1 第三者の氏名

2 第三者が個人情報を取得した経緯

3 提供を受ける対象者の氏名

4 提供を受ける情報の項目

5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。



(研修)

第 16 条 本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 18 条 本会の「吹田市立千里新田小学校 PTA 個人情報取扱規則」は、理事会(役員会・総会)において改正する。

附則

本規則は、平成 30 年 2 月 1 日より施行する。

## 2. 細 則

### 第 1 章 役員及び会計監査委員

第 1 条 役員及び会計監査委員の選出方法等を次のとおり定める。

1. 役員選出委員を、次の方法によって選出する。
  - イ 会員の中から選出する(教職員含む)。
  - ロ 役員は選出委員会から要請等を求められた場合はそれに応じる。
2. 役員選出委員会は、役員及び会計監査委員についての候補者を指名し、その候補者名を役員選出総会の 1 週間前までに全会員に通知する。ただし、候補者の氏名を公表する場合には、予めその同意を得ておかなければならない。
3. 役員及び会計監査委員は、役員選出総会において出席している会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって承認される。
4. 役員選出委員は、役員及び会計監査委員が総会において承認された時、その任務を終了したものとして解任される。

第 2 条 役員及び会計監査委員に欠員が生じた時、運営委員会でその後任者を決定し、全会員に報告する。その任期は前任者の残任期間とする。

### 第 2 章 総 会

第 3 条 定期総会は年 2 回とし、臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、又は会員の 5 分の 1 以上の者が附議事項を明記して請求した時に開催する。

第 4 条 総会において議決する事項は次のとおりとする。

1. 年間活動計画及び経過報告
2. 予算・決算の審議と承認
3. 役員等の承認
4. 規約の改正
5. その他重要事項

### 第3章 部会・委員会

第5条 学級部会は、会員相互の理解と協力を深める活動を行う。

2 学級部会は、各学年ごとに保護者の中から選出された部員とその担当教職員をもって構成する。

第6条 広報部会は、機関誌の発行その他広報に関する活動を行う。

2 広報部会は、各学年ごとに保護者の中から選出された部員とその担当教職員をもって構成する。

第7条 保体文化部会は、保健体育及び文化教育に関する活動を行う。

2 保体文化部会は、各学年ごとに保護者の中から選出された部員とその担当教職員をもって構成する。

第8条 地区生活部会は、地区別児童会の各班における活動について会員相互の親和と協力をはかり、他の部会との協調その他地区固有の活動を行う。

2 地区生活部会は、地区別児童会の各ブロックごとに保護者の中から選出された部員とその担当教職員をもって構成する。

第9条 イベント部会は、地域との協力をはかり、こどももちつきフェスタの運営を行う。

2 イベント部会は、各学年ごとに保護者の中から選出された部員をもって構成する。

第10条 教職員部会は、PTAの運営に関しその目的達成のために助言し、協力するものとする。

2 教職員部会は、吹田市立千里新田小学校に勤務する全教職員をもって構成する。

第11条 各部会は、部員の互選により部長・副部長をそれぞれ1名選出する。ただし、副部長の選出人数については、各部の判断により、本部役員に事前に相談の上、運営委員会での承認を得て、変更することができる。

第12条 各部会の部長、副部長、部員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第13条 各部会の部長、副部長に欠員が生じた時は、部員の互選により後任者を選出する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第14条 役員選出委員会は、次年度役員及び会計監査委員の選出を行う。

2 役員選出委員は、PTA会員の中から構成する(教職員含む)。

第15条 夏祭り委員会は、地域との協力をはかり、千新小夏祭りの企画・運営を行う。

2 夏祭り委員会は、PTA会員の中から構成する。

第16条 臨時委員会は、運営委員会において特別な事項について必要があると認める時に設けることができる。

2 臨時委員会は、運営委員会において決定し会長より委嘱された者をもって構成する。

第17条 4月1日から第1回総会において、承認されるまでの活動内容は、役員会が責任を持って活動する。その結果を第1回総会にて報告を行う。

## 第 4 章 渉外慶弔

第 18 条 慶弔費は次のとおりとする。

- (1) 会員本人が死亡の場合は、香典 1 万円。
- (2) 児童本人が死亡の場合は、香典 1 万円。
- (3) 教職員本人が死亡の場合は、香典 1 万円。
- (4) 教職員配偶者が死亡の場合は、香典 5 千円。
- (5) 学校、PTA、地区の発展に特にお世話になった方本人が死亡し、会長が必要と認める場合は、香典 1 万円。

2 渉外・慶弔に関するその他の費用については、役員会にて協議・決定する。

## 第 5 章 改 正

第 19 条 この細則は、運営委員会においてその構成員の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、制定又は改廃することができない。

## 附 則

この規約及び細則は昭和 54 年 5 月 29 日から施行する。

昭和 55 年 1 月 24 日規約及び細則一部改正。

昭和 56 年 2 月 28 日規約一部改正。

昭和 57 年 2 月 22 日規約及び細則一部改正。

昭和 60 年 3 月 1 日規約及び細則一部改正。

平成 4 年 3 月 4 日細則一部改正。

平成 6 年 1 月 25 日細則一部改正。

平成 9 年 3 月 15 日細則一部改正。

平成 9 年 6 月 1 日規約及び細則一部改正。

平成 10 年 3 月 7 日規約及び細則一部改正。

平成 11 年 3 月 6 日規約及び細則一部改正。

平成 11 年 5 月 30 日規約一部改正。

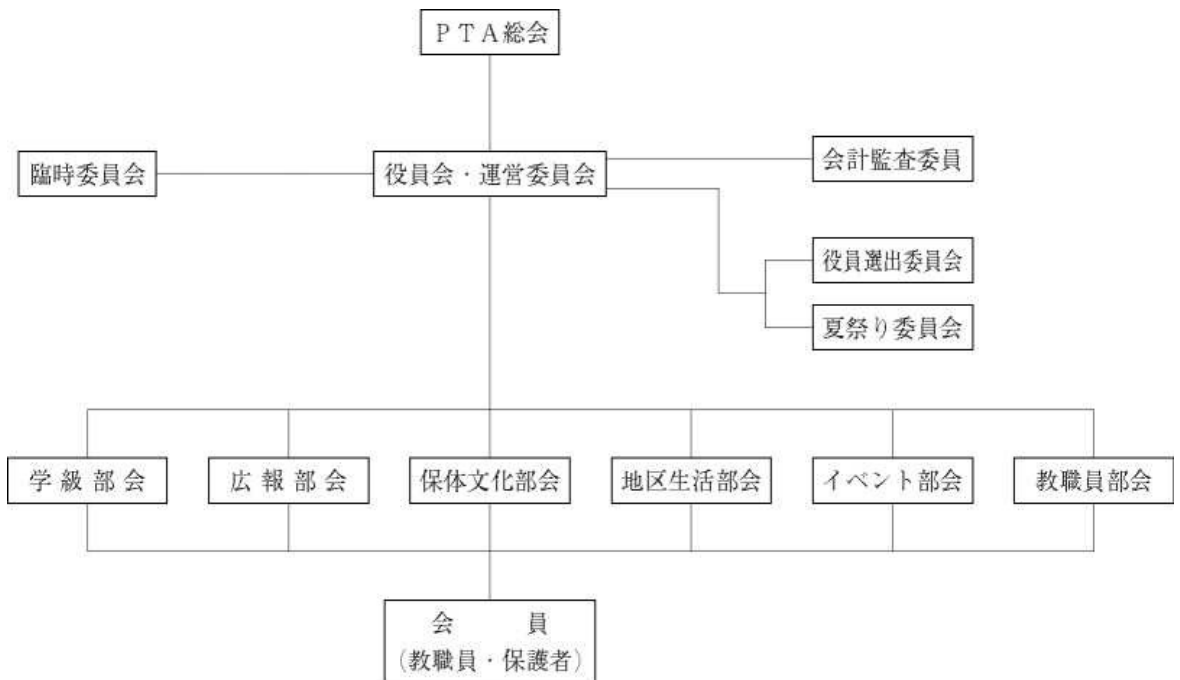
平成 12 年 3 月 9 日細則一部改正。

平成 13 年 3 月 3 日規約一部改正。

平成 14 年 2 月 16 日細則一部改正。  
平成 15 年 3 月 6 日細則一部改正。  
平成 16 年 12 月 7 日細則一部改正。  
平成 17 年 6 月 10 日規約一部改正。  
平成 18 年 1 月 13 日細則一部改正。  
平成 20 年 3 月 3 日規約及び細則一部改正。  
平成 21 年 3 月 3 日規約及び細則一部改正。  
平成 21 年 5 月 8 日細則一部改正。  
平成 28 年 9 月 26 日規約一部改正。  
平成 30 年 2 月 1 日規約及び細則一部改正。  
平成 31 年 4 月 1 日規約及び解説一部改正。  
令和 3 年 2 月 15 日解説一部改正。  
令和 4 年 1 月 20 日規約一部改正。  
令和 4 年 2 月 14 日解説一部改正。  
令和 5 年 1 月 17 日細則及び解説一部改正。  
令和 6 年 3 月 12 日規約一部改正。

### 3. 解 説

#### 千里新田小学校 PTA 組織図



会員：千里新田小学校児童の保護者及び教職員

会費：1家庭につき 2,400円 年度毎納入

PTA会費の返金については、

- ①年度途中での転出や退会による返金を行わない。
- ②転入や中途入会の際は、転入・入会した月から年度末までの金額を一括納入とする。

## PTA 総会

総会は、PTA の最高決議機関です。委任状も含めて会員の 5 分の 1 以上の出席がなければ成立致しません。

定期総会 6 月頃 前年度会計決算報告、会計監査報告

本年度活動計画案

本年度会計予算案

新年度役員、各部長紹介

3 月頃 次年度役員承認、各部活動報告

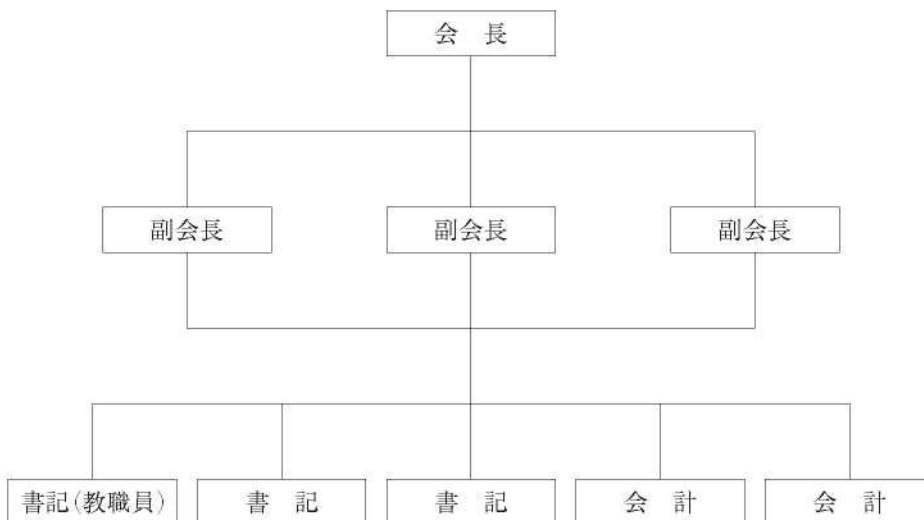
臨時総会 運営委員会が必要と認めた時、又は会員の 5 分の 1 以上の請求があった時に開かれます。

総会が一番大切な会ですから出来るだけ出席し、会員の意志を運営に反映させるようにしましょう。

やむを得ず欠席する場合は、必ず委任状を提出しましょう。

## 役員会

PTA の総括的な活動並びに予算執行の検討及びその原案作成を行います。



## 運営委員会

運営委員会は、通常月1回(4、8月を除く)の開催を基本とし、検討事項の報告や討議を行います。また、必要に応じ臨時委員会を設けることができます。

運営委員会では、各部の活動の連絡及び調整をはかり、部長・副部長から出された問題について協議したり、決定されたことを実践に移すための確認をします。

運営委員は、自分が所属する部の人達の意見をよくとりまとめて出席するようにします。こうして運営委員会には、いつも全会員のひとりひとりの意志が反映され運営されるようになっています。





# 部 会

## 1. 学級部会

学校と家庭をつなぎ相互の理解と協力を深め、会員の親睦を図ることを目的とします。学級部会は学年ごとに活動するとともに、学年を越えて協力しあい相互に案を出し合っって十分な意見やアイデアの交換を行う事が大切です。

- 親睦を目的とする行事の企画・立案および実施等

### **【学年部会の組織】**

各学年の学級部員全員と学年代表の教職員とで構成されます。

## 2. 広報部会

学校の内外の身近なニュースを全会員にお知らせします。

PTA 新聞は次の考えの上にたって年2～3回程度発行し、発行回数等はその年度の部員で決めます。

- ① 保護者、教職員の意見、希望。
- ② 各部の活動状況、呼びかけ、報告。
- ③ 会員の関心のある話題、問題。

## 3. 保体文化部会

児童並びに会員の保健体育に関する事項及び会員の文化教育活動に関する事項を計画、実施します。

- 市民体育祭への協力
- 給食試食会

## 4. 地区生活部会

- 校外の地域を基盤として活動します。
- 地区のパトロール
- 危険箇所チェック
- 地区別児童会
- 地域の安全活動参加

## 5. イベント部会

地域との協力をはかり、こどももちつきフェスタの運営・新田小夏祭りのサポートを行います。

## 6. 教職員部会

教職員は、各部や地区班にそれぞれ所属し、各部活動の相談役として参加しています。

- 努力目標を推進し、実践します。

## 委員会

### 1. 役員選出委員会

次年度役員及び会計監査委員の選出を行い、総会で次年度役員が承認されると同時に解任されます。

役員選出委員であっても役員になることができます。

### 2. 夏祭り委員会

地域との協力をはかり、千新小夏祭りの企画・運営を行います。

### 3. 臨時委員会

常時ありませんが、運営委員会が必要と認めた仕事を特に臨時委員会を構成して遂行する委員会です。この人選方法も運営委員会で行われます。

臨時委員会の委員長も、会長の要請に応じて運営委員会に出席します。

例えば 新校舎建設促進委員会

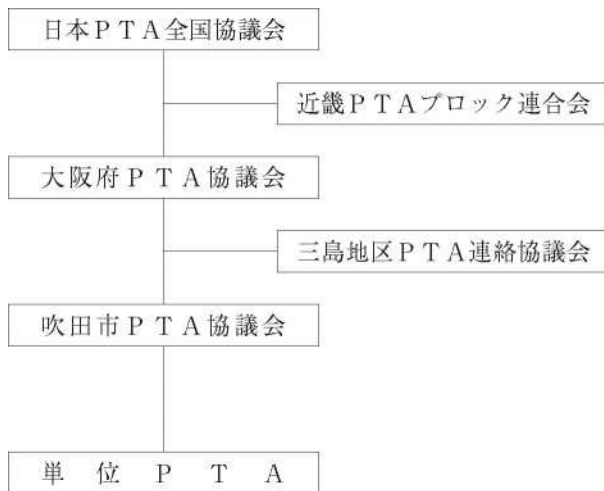
交通安全委員会

規約改正委員会

周年行事委員会

などがあります。

## PTA 協議会組織図



単位PTAとは、各こども園・幼稚園、小学校、中学校それぞれのPTAのことで、単Pと呼ばれています。

吹田市内では

こども園・幼稚園 13

小学校 36

中学校 17

計 66 (単位PTA)があります。

(令和4年12月1日現在)

※吹田市PTA協議会ホームページ参照

### 【吹田市PTA協議会】

吹田市PTA協議会は吹田市立のこども園・幼稚園と小、中学校のPTAをもって組織されています。その目的は吹田市の単位PTA間の連絡を密にして、健全な発達を図ることとされています。そしてこれは、横の連絡機関となります。単位PTAの会員は吹田市PTA協議会の会員となり、単位PTAで解決をはかるより協議会にはかって解決する方がよいと思われることは、協議会に持ち出されます。

この会には代議員会があり、各単位PTAから会長、副会長が代議員として参加します。千里新田小学校のPTA会長、副会長もこれに参加しています。

またこの会の運営は単位PTAの分担金等をもってあてられています。したがって千里新田小学校PTA会計からも分担金が出ています

編集 千里新田小学校 PTA

発行 令和 6 年 3 月 12 日

印刷 大枝印刷株式会社